

令和7年

第6回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和7年3月10日（月）
開会 14時00分 閉会 14時58分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第8号議案 福岡県指定文化財の指定について

第9号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

2 協議

(1) 県立学校長の人事について

(2) 県立学校事務職員の人事について

(3) 事務局等職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委 員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 古賀浩利、理事兼教育総務部長 松永一雄、教育振興部長 田中直喜、副理事兼総務企画課長 綾部耕士、文化財保護課長 比山裕隆 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第6回教育委員会会議臨時会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許の画面に表示しているとおりです。

審議に入る前に、非公开发議の有無を確認します。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 木 下 委 員 が 挙 手 >

【木下委員】

はい。協議（１）、協議（２）及び協議（３）につきましては、人事に関する案件ですので「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、木下委員から「非公開」の発議がありましたので採決をとりたいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全 員 が 挙 手 >

【寺崎教育長】

賛成全員でございます。よって協議（１）、協議（２）及び協議（３）につきましては、「非公開」にて審議することといたします。

ほかに、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 発 議 な し >

【寺崎教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて第８号議案及び第９号議案を審議した後、非公開にて協議（１）、協議（２）及び協議（３）を審議いたします。

それでは、第８号議案「福岡県指定文化財の指定について」を 比山 文化財保護課長、お願いします。

○第８号議案 福岡県指定文化財の指定について

【比山文化財保護課長】

第８号議案、福岡県指定文化財の指定についてでございます。

<比山文化財保護課長が資料に沿って説明>

【比山文化財保護課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【堤委員】

2点お聞きします。

まず1点目は、博多曲物は作者である個人ではなく、博多曲物自体が文化財になるという解釈でよろしいですか。

2点目は、この技術の保持者が技術を伝承できなかった場合、この無形文化財そのものがどうなるのかという先の見通しを教えてください。

【比山文化財保護課長】

まず1点目についてですが、無形文化財ですので、工芸技術の博多曲物とセットで保持者も認定されることとなっております。そのため、今回は博多曲物と柴田真理子さんを合わせて指定・認定することとなります。

次に2点目は、柴田さんの息子さんがこの技術を継承すべく修行をしているということで、今回の指定を機にこの工芸技術を継承していくことを期待しております。

【堤委員】

ありがとうございます。追加でもう1点お尋ねします。

曲物は色々なところで見かけますが、博多曲物とは博多特有の何かがあるのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

博多曲物は、角物の制作や絵付に特徴があり、その特徴を示すうえでも今回、博多曲物として指定することが望ましいと考えております。

【堤委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【寺崎教育長】

私から1点お尋ねいたします。

最後の棟札とはどのような物なのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

棟札とは、資料17ページにも記載しておりますとおり、当時の寄進者や大工の棟梁、造営年代、工事内容などを記録として残すといった意味合いがあります。通常、建物の上部に打ち付けて建物と一体になっているものが多く、この観世音寺に関して

もそういった建物と一体となっている棟札があり、建物として指定されております。
しかし、今回の棟札は建物から外されている形で別個保管されているもので、県の調査によりその価値が明らかになったものです。

【寺崎教育長】

ありがとうございます。
他にございませんか。

【堤委員】

もう1点教えてください。
この文化財に指定された場合、修復や修繕の際の取扱いは、金銭的な補助があるのか、それとも義務が課せられるのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

文化財の指定を受けますと、その所有者や管理団体に管理の義務が生じますが、管理するための補助金や固定資産税などの税法上の優遇措置がとられております。そのような財政的な支援を行いながら貴重な文化財を保存継承していく仕組みとなっております。

【堤委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【木下委員】

曲物についてですが、全国的に見ても有名な秋田県の曲げわっぱなども文化財扱いとなっているのでしょうか。

【比山文化財保護課長】

現在、資料を持ち合わせておりませんので、確認して後日お答えいたします。

【木下委員】

よろしく申し上げます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

続いて、第9号議案「福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について」を 綾部 総務企画課長、お願いします。

○第9号議案 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

【綾部総務企画課長】

第9号議案、福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

<綾部総務企画課長が資料に沿って説明>

【綾部総務企画課長】

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

<以降非公開審議となった>

○協議（1） 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（2） 県立学校事務職員の人事について

県立学校事務職員の人事について、協議を行った。

○協議（3） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、協議を行った。

(1 4 : 5 8)